

2. 通知方法・時期

(1) 事務の実施をやめたとき

評価実施機関は、特定個人情報ファイルの取扱いの終了（※）後に、特定個人情報保護評価書の記載要領に従い、特定個人情報保護評価書に事務の終了と明記し、委員会に提出し公表する必要があります。公表した特定個人情報保護評価書は、特定個人情報ファイルの取扱いの終了後3年間公表することとされています。

※ 例えば、給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いの終了の時点とは、給付金の支給等の実施を終了した時点ではなく、文書保存基準に基づき個人番号を含む特定個人情報を廃棄した時点を指します。また、事務自体は継続して実施する場合であっても、個人番号を廃棄し、特定個人情報ファイルを保有しなくなったときは、その時点で上記のとおり特定個人情報保護評価書にその旨を明記し、そこから3年間、公表を行う必要があります。

(2) 評価実施機関が廃止になり、別の評価実施機関が当該事務を引き継ぐとき

地方公共団体における編入合併のように、評価実施機関が廃止になり、別の評価実施機関が当該事務を引き継ぎ、特定個人情報ファイルも合わせて保有するような場合は、引き継いだ評価実施機関が評価の再実施又は特定個人情報保護評価書の修正を行います。評価の再実施か特定個人情報保護評価書の修正かは、指針の第6の2(2)の重要な変更該当するか、第7の重要な変更にあたらない変更該当するかで判断することになります。

評価の再実施を行う場合は、評価実施機関が廃止になり、別の評価実施機関が当該事務を引き継ぐ前までに、特定個人情報保護評価書の修正を行う場合は、引き継いだ後速やかに、それぞれ行う必要があります。

なお、廃止になった評価実施機関の特定個人情報保護評価書は、事務を引き継いだ評価実施機関（機関B）が、廃止になってから3年間は継続して公表することとなります。

(3) 評価実施機関が廃止になり、別の機関と統合した新しい機関が当該事務を引き継ぐとき

地方公共団体における新設合併のように、評価実施機関が廃止になり、新しい機関が当該事務を引き継ぐ場合は、新しい機関が新たに特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

新しい機関は、新たに特定個人情報ファイルを保有することになるので、指針に定めるところにより、システムのプログラミングの開始前の適切な時期に実施することが望まれますが、新たな機関として特定個人情報保護評価を実施することが困難な場合は、事前に委員会と協議してください。

なお、廃止になった評価実施機関の特定個人情報保護評価書は、上記(2)と同様、

事務を引き継いだ評価実施機関（機関C）が、廃止になってから3年間は継続して公表することとなります。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

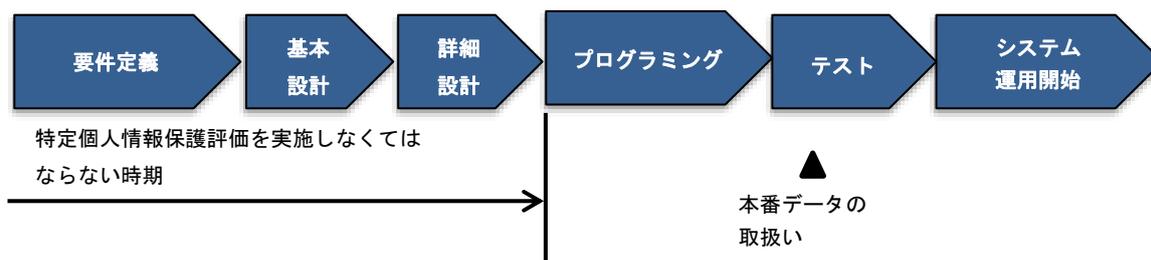
(解説)

特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間を考慮して、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分な時間的余裕をもって実施する必要があります。

特定個人情報保護評価の実施時期は、次の図表を参照してください。

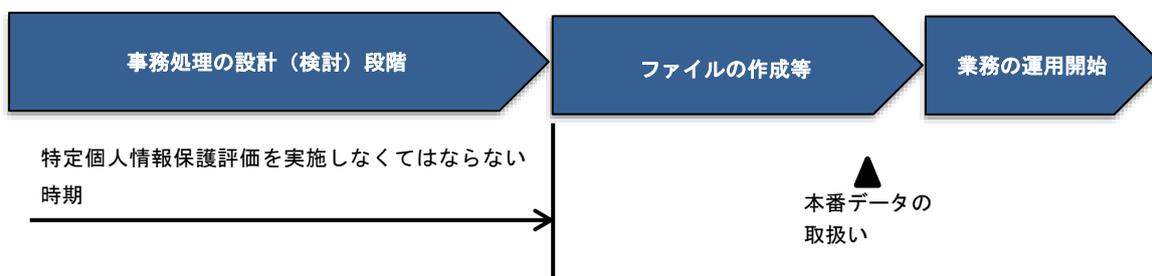
1. システム用ファイルに係る実施時期

- 遅くともプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



2. その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

- ・ 事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



Q第6の1-1

番号法第28条第1項では「特定個人情報ファイルを保有する前に…（評価書）を公示し」とあり、規則第9条第1項では、法第28条第1項の規定による評価書の公示・基礎項目評価書の提出・重点項目評価書の提出・規則第7条第1項の規定による公示を行う時期が規定されていますが、これらの規定により定められる時期までに、「公示」や「提出」のみを行えばよいということでしょうか。

(A)

- 番号法第28条においては、特定個人情報保護評価の手続として、評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手続が定められています。同条第1項では「特定個人情報ファイルを保有する前に…（評価書）を公示し」と規定されていますが、これは、特定個人情報ファイルを保有する前に評価書の公示さえ行えばよいという意味ではなく、特定個人情報ファイルを保有する前に評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手続を行わなければならないということを意味しています。
- 規則第9条第1項においては公示の時期が規定されていますが、番号法と同様に解し、①評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手続を行わなければならない、②評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて、評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手続を行わなければならない、ということの意味しています。基礎項目評価書の提出・重点項目評価書の提出・規則第7条第1項の規定による公示についても、同様に解します。

Q第6の1-2

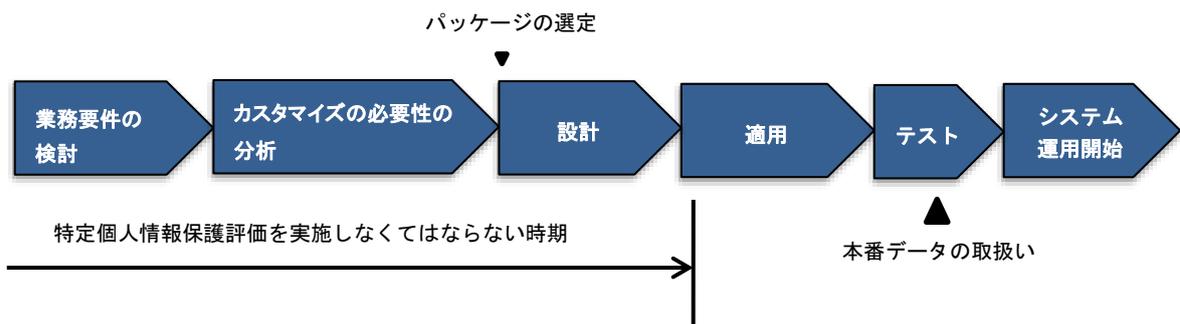
特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、パッケージシステムをノンカスタマイズで適用する場合、特定個人情報保護評価はいつまでに実施すればよいのでしょうか。

(A)

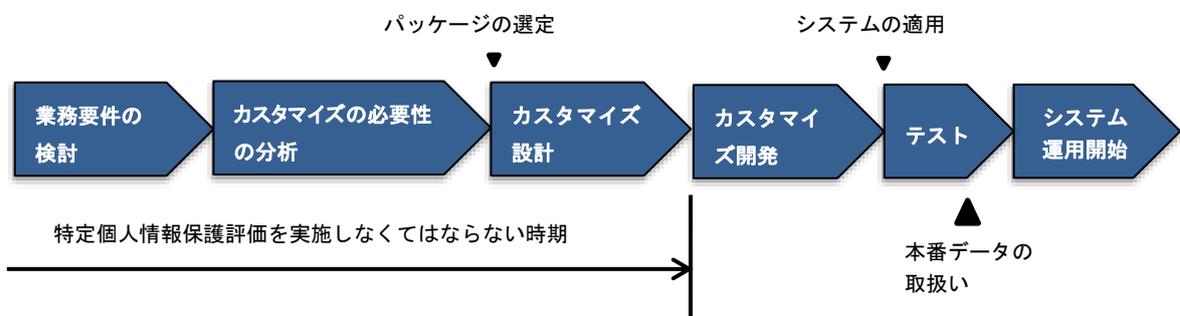
- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、パッケージシステムを適用する場合、業務要件の検討やカスタマイズの必要性の分析を行う時期がいわゆる要件定義の時期に当たります。

検討の結果、カスタマイズは行わず、そのままパッケージシステムを適用することにした場合、その後、パラメータ設計や環境設計、移行設計等の「設計」を行い、システムを稼働させるサーバー等へパラメータ設定等の「適用」が行われます。

この「適用」によりサーバー等に直接的に変更を加えることとなりますので、プログラミングに相当するものとして、システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施することになります。次の図表を参照してください。



- なお、パッケージシステムをカスタマイズする場合は、次の図表のとおり、カスタマイズ開発を実施するまでに特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



Q第6の1-3

特定個人情報保護評価については、「プログラミング開始前の適切な時期」に行うこととなっていますが、評価実施機関はどのような点に留意すればよいのでしょうか。

(A)

- 従来、特定個人情報保護評価をシステムの要件定義の終了までに実施することを原則としていましたが、その趣旨は、特定個人情報保護評価の結果によっては、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間も考慮し、コスト増・スケジュール遅延等を防ぐために、十分な時間的余裕をもって実施するというものです。
- しかしながら、特定個人情報保護評価は、システムの具体的な運用面も含んだリスク対策の評価を求めており、当該運用面については、システムの設計中においても関係機関等との調整を要し、要件定義終了までに評価を実施することが困難となることもあるため、特定個人情報保護評価の実施時期を、プログラミング開始前の適切な時期に変更することとしたものです。
- この場合であっても、要件定義の重要性は変わらないことから、各評価実施機関は、特定個人情報保護評価を見据え、大規模な仕様変更等が生じないような明確な要件定義を行う必要がありますので、十分留意してください。

Q第6の1-4

個人番号を利用するためのシステム改修の後に情報連携のためのシステム改修を行い、それぞれシステム改修の時期が異なる場合、特定個人情報保護評価の実施はどのようにすればよいのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有しようとする事務に対して実施します。当該事務で個人番号を利用するためのシステム改修と情報連携のためのシステム改修を行う場合、当該事務に対する特定個人情報保護評価は双方のシステム改修を踏まえる必要があります。
- 特定個人情報保護評価の実施時期は、当該事務で最初に特定個人情報ファイルを保有しようとする時期である、個人番号を利用するためのシステム改修におけるプログラミング開始前となります。
その際に、情報連携のためのシステム改修の内容を踏まえた特定個人情報保護評価を実施できれば、まとめて行うことが可能ですが、その時点において、情報連携のためのシステム改修の概要が決定していない場合や、その後変更になった場合に

は、情報連携のためのシステム改修の内容が判明した時点で、個人番号を利用するためのシステム改修の前に実施した特定個人情報保護評価書について、修正箇所がある場合は修正、重要な変更に該当する場合には評価を再実施する必要があります。

Q第6の1-5

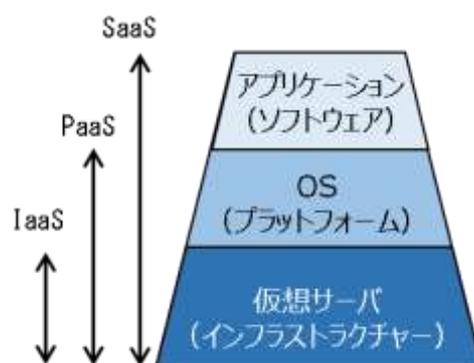
特定個人情報ファイルを取り扱うシステムを改修し、クラウドサービスを利用します。特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。

(A)

- クラウドサービスには、クラウドサービス事業者（※1）とクラウドサービス利用者の役割分担により、IaaS（※2）、PaaS（※3）、SaaS（※4）の3種に分類されます。

システムの階層を3層で捉えた場合、1段目までクラウドサービス事業者任せるのがIaaS、2段目まで任せるのがPaaS、3段目まで任せるのがSaaSです。クラウドサービスの種類によって、クラウドサービス事業者の構築・管理の範囲が異なります。

[システムの階層とクラウドサービス事業者任せの範囲]



- クラウドサービス利用者側でアプリケーション等を構築・管理できるIaaSのクラウドサービスへ移行する場合には、例えば、クラウド環境への移行にあたり、クラウドサービス利用者が既存システムのアプリケーション等について、特定個人情報の取扱いに関する機能の改修を行い移行する場合と改修を行わず移行する場合が考えられます。
- 特定個人情報の取扱いに関する機能の改修を行い移行する場合は、システム開発を行いますので、「指針第6の2(2)ア システム開発を伴う場合の実施時期」に従い、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を行う必要が

あります。

- 特定個人情報の取扱いに関する機能の改修を行わず移行する場合は、「指針第6の2(2)イ システム開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期」に従って適切な時期に特定個人情報保護評価を行う必要があります。

※1 クラウドサービス事業者とは、クラウドサービスを提供する事業者又はクラウドサービスを用いて情報システムを開発・運用する事業者をいいます。

※2 IaaS (Infrastructure as a Service) とは、利用者に、CPU 機能、ストレージ、ネットワークその他の基礎的な情報システムの構築に係るリソースが提供されるものをいいます。利用者は、そのリソース上に OS や任意機能(情報セキュリティ機能を含む。)を構築することが可能です。

※3 PaaS (Platform as a Service) とは、IaaS のサービスに加えて、OS、基本的機能、開発環境や運用管理環境等もサービスとして提供されるものをいいます。利用者は、基本機能等を組み合わせることにより情報システムを構築することが可能です。

※4 SaaS (Software as a Service) とは、利用者に特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能がサービスとして提供されるものをいいます。具体的には、政府外においては、安否確認、ストレスチェック等の業務系のサービス、メールサービスやファイル保管等のコミュニケーション系のサービス等があります。政府内においては、府省共通システムによって提供される諸機能や、政府共通プラットフォーム上で提供されるコミュニケーション系のサービス・業務系のサービスが該当します。

Q第6の1-6

個人番号を利用するための既存システムを改修します。改修時の開発手法として、アジャイル型開発を採用します。特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。

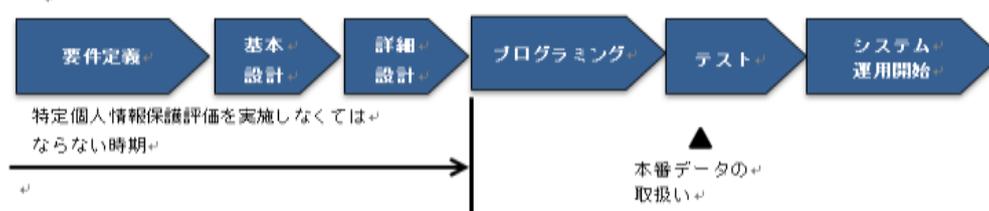
(A)

- 特定個人情報保護評価は事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とすることから、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合は、規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとしています。
- また、特定個人情報ファイルの新規保有後においても、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施するものとしており、システム開発を伴う際は、新規保有時と同

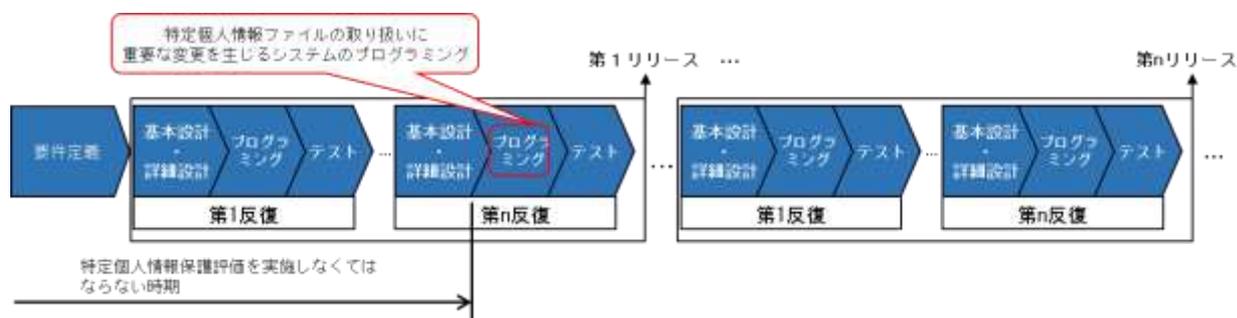
様の時期に特定個人情報保護評価を実施するものとしています。(指針第6の2(2)ア システム開発を伴う場合の実施時期)

- アジャイル型開発とは、設計、プログラミング（開発）、テストをイテレーション（反復）と呼ばれる短い期間に分けて進め情報システムを完成させていく開発手法です。
- アジャイル型開発では、システムが完成する前に、複数回のプログラミング（開発）の工程が発生することになりますが、この場合は、特定個人情報ファイルの取扱いに関して重要な変更が生じるシステムの開発前に特定個人情報保護評価を行うことが必要と考えられます。

[ウォーターフォール型開発（※）の例（再掲（第6の1の解説 1. の図表））]



[アジャイル型開発の例]



※ ウォーターフォール型開発とは、工程を時系列に進め、原則として前工程の完了後に次工程を開始する情報システム構築作業の進め方をいいます。設計・開発に着手する時点で、要件がしっかり定まっており、設計・開発の途中で要件の変更が少ないと見込まれる場合に用いられます。

2 新規保有時以外

(1) 基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記(2)又は(3)の場合には、特定個人情報保護評価を再実施するものとし、下記(4)の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記(2)から(4)まで以外の場合に特定個人情報保護評価を任意に再実施することを妨げるものではない。

(解説)

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとするときに一度実施して終了するものではありません。

特定個人情報保護評価を実施(又は再実施)した後、当該特定個人情報ファイルの取扱い、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク又はリスクを軽減するための措置について変更・変化が生じることがあります。評価実施機関が当該特定個人情報ファイルの取扱いを能動的に変更することもあれば、人口構成の変化など当該特定個人情報ファイルの取扱いを取り巻く状況が変化することも考えられます。

このような変更・変化が生じると、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態と合わなくなってきました。そのような記載内容と実態の齟齬を放置することは、特定個人情報ファイルの取扱いについての透明性を高め、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的に反する結果となります。

そこで、特定個人情報保護評価を実施(又は再実施)した事務について、一定の場合には、特定個人情報保護評価の再実施を求めることとされています。具体的には、特定個人情報ファイルの取扱いについて①「重要な変更」を加えようとする場合、②対象人数若しくは取扱者数の増加又は特定個人情報に関する重大事故の発生により「しきい値判断の結果の変更」が生じた場合には、特定個人情報保護評価を再実施することになっています。また、こうした状況に至らずとも、社会情勢の変化や技術進歩を勘案し、直近の特定個人情報保護評価書を公表(ただし、修正に伴う公表を除く。)してから5年を経過する前に、再実施するよう努めることが求められています。

なお、特定個人情報保護評価を再実施することが求められない程度の比較的軽微な変更・変化の場合には、既に公表している特定個人情報保護評価書を修正し、公表することになります。

特定個人情報保護評価の再実施とは、具体的には何を再実施するのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の再実施においては、特定個人情報保護評価計画管理書の更新から始まる特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを実施することになります。

改めて行うしきい値判断の結果により、特定個人情報保護評価書の作成、委員会への提出、公表が必要となります。全項目評価を再実施する場合には、国民・住民等からの意見聴取や委員会の審査・承認（地方公共団体等においては第三者点検）も必要です。

(2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更に当たるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更該当する。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記 1 (1) に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(解説)

特定個人情報保護評価を実施（又は再実施）した後、当該特定個人情報ファイルの取扱い等について変更が生じることがあります。

例えば、特定個人情報保護評価の対象となった制度・事務の見直し、使用するシステムの更新等により、評価実施機関が当該特定個人情報ファイルの取扱いを変更することが想定されます。また、社会情勢の変化や技術進歩により、直近の特定個人情報保護評価を実施した時点で採用していたリスク対策が陳腐化し、再検討が必要となることも考えられます。

事前に特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるものです。具体的には、特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲、特定個人情報の使用目的、特定個人情報の突合、リスク対策（重大事故の発生を除く。）など、指針の別表に掲げられている、重点項目評価書と全項目評価書の中の

幾つかの項目の記載内容に限られます（該当の項目には、評価書様式中の項目の箇所に「※」が付されています。）。

これら以外の特定個人情報保護評価書の記載項目への変更の場合は、既に公表している特定個人情報保護評価書を修正し、公表することとなります。

また、重要な変更の対象である項目の記載内容であっても、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更については、特定個人情報保護評価を再実施する必要性が高くないことから、重要な変更には当たらないと整理しています。この場合も、既に公表している特定個人情報保護評価書を修正し、公表することとなります。

Q第6の2（2）－1

「重要な変更」の対象である重点項目評価書・全項目評価書の記載項目の変更であっても、重要な変更には当たらないとしている「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」とは具体的にはどのようなもののでしょうか。

(A)

- 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更とは、①誤字脱字の修正、組織の名称、所在地、法令の題名等の形式的な変更、②①には該当しないもののリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更が考えられます。それぞれの具体例は、次のとおりです。

【①の例】

＜法令の題名等の形式的な変更の場合＞

- ・ 法令上の根拠における条ズレ等の反映を行うケース（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、「別表第一、別表第二」を「別表、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表」などと改めるケースも含まれます。）

【②の例】

＜個人の権利利益に影響を及ぼし得る事務手続を終了する場合＞

- ・ 「特定個人情報の突合」、「統計分析」、「個人の権利利益に影響を与え得る決定」といった個人の権利利益に影響を及ぼし得る事務手続を終了することに伴い、当該記載項目の記載内容を変更するケース。

＜他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評

価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合>

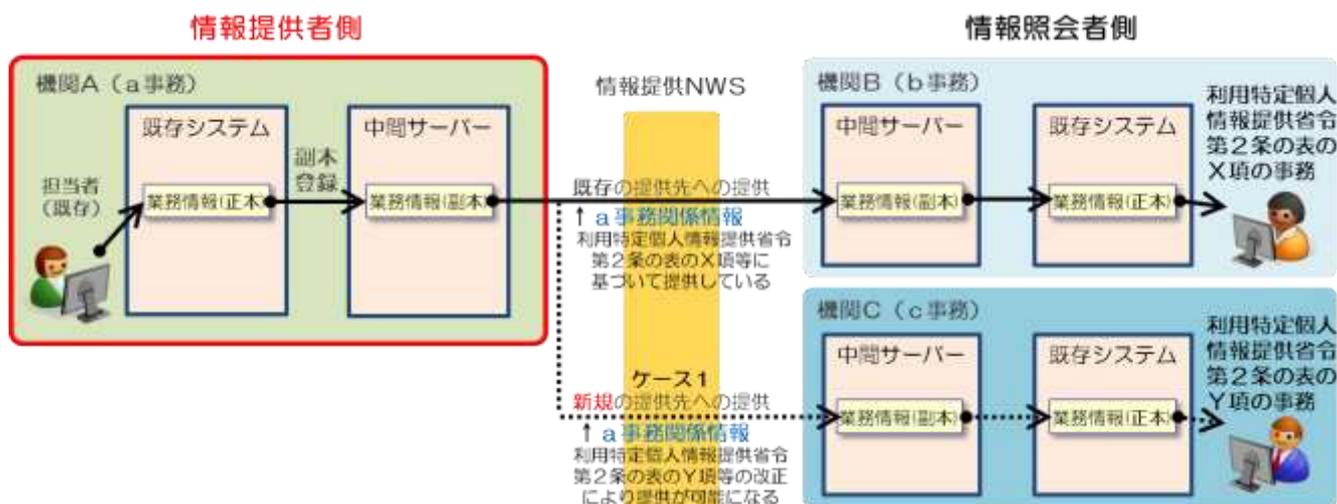
- ・ 医療保険者向け中間サーバー、情報提供ネットワークシステム、住基システム等について、当該システムを運営する他の行政機関等によるシステムの変更が行われた場合に、当該システムを使用している評価実施機関が、当該システムの変更後のリスク対策等について特定個人情報保護評価書に記載するものの、評価実施機関に固有の特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更がないケース。

<特定個人情報の取扱いを新規に追加するに当たり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずる場合>

情報提供ネットワークシステムを使用して既に情報連携を行っている事務の特定個人情報保護評価書の記載内容に法令の改正等により変更が生じるケースであって、以下のようなケースが考えられます。

【ケース1】

- ・ 機関A（情報提供者）が、これまでa事務で取り扱う特定個人情報ファイル（a事務関係情報）を情報提供ネットワークシステム経由で機関Bに提供していたところ、利用特定個人情報提供省令等の改正により、機関Aが新たにa事務で取り扱う特定個人情報ファイル（a事務関係情報）を情報提供ネットワークシステム経由で機関Cに提供することとなるケース。

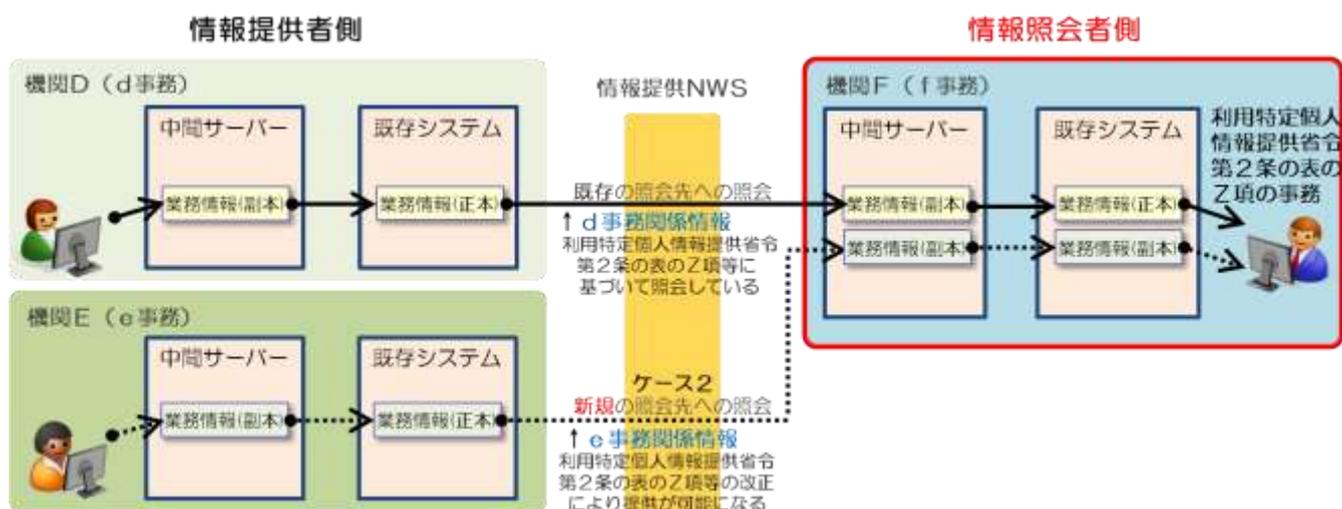


→ この場合、機関Aのa事務の特定個人情報保護評価書において、重要な変更の対象である「法令上の根拠」の記載内容に変更が生じますが、提供先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないため、リスクを相当程度変動させるもの

ではないと考えられる変更該当し、重要な変更にあらず、機関Aは評価の再実施を行う必要はありません。

【ケース2】

- ・ 機関F（情報照会者）がこれまでf事務において、情報提供ネットワークシステム経由で機関Dに特定個人情報ファイル（d事務関係情報）を照会していたところ、利用特定個人情報提供省令等の改正により、機関Fが新たに情報提供ネットワークシステム経由で機関Eに特定個人情報ファイル（e事務関係情報）を照会することとなるケース。

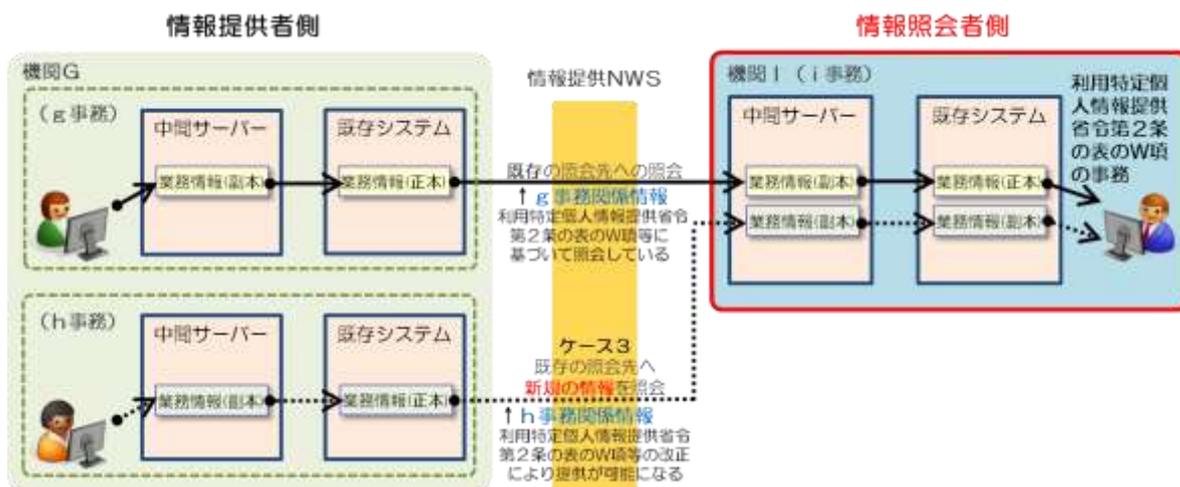


→ この場合、機関Fのf事務の特定個人情報保護評価書において、重要な変更の対象である「主な記録項目」や「入手元」の記載内容に変更が生じますが、照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じない場合には、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更該当し、重要な変更にあらず、機関Fは評価の再実施を行う必要はありません。

※ 仮に、機関Eからの特定個人情報ファイルの入手に当たり、機関Fの特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じる場合は、機関Fは評価を再実施する必要があるため注意が必要です。

【ケース3】

- ・ 機関I（情報照会者）がこれまでi事務において、情報提供ネットワークシステム経由で機関Gに特定個人情報ファイル（g事務関係情報）を照会していたところ、利用特定個人情報提供省令等の改正により、機関Iが情報提供ネットワークシステム経由で機関Gに新たな特定個人情報ファイル（h事務関係情報）を照会することとなるケース。



→ この場合、機関Iのi事務の特定個人情報保護評価書において、重要な変更の対象である「主な記録項目」の記載内容に変更が生じますが、新たな情報の入手にあたり特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じない場合には、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更該当し、重要な変更にあらず、機関Iは評価の再実施を行う必要はありません。

※ 仮に、機関Gからの特定個人情報ファイルの入手にあたり、機関Iの特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じる場合は、機関Iは評価を再実施する必要があるため注意が必要です。

【ケース 4】

- ・ 事務 I で利用する特定個人情報ファイル i について、新たな入手元より特定個人情報を入手するケース（2 事例の比較）。



→ 左図の「事務 I ①」のケースにおいて、現行の入手と新規の入手①を比較した場合、新たに民間事業者 X からの電子記録媒体によって入手することについて、事務のプロセス（例えば、電子記録媒体をどのような方法で取得するか、取得後はどのように取り扱うかなど）に変更がなく、当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じない場合（評価書の「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に追記が発生しない場合だけでなく、既に記載しているリスク対策と同様の対策を追記する場合も含む。ケース 5、6 においても同じ。）は、「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当し、重要な変更にあらず、評価実施機関は評価の再実施を行う必要はありません。

※ 仮に、民間事業者 X からの特定個人情報ファイルの入手に当たり、評価実施機関の特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じる場合は、評価実施機関は評価を再実施する必要があるため注意が必要です。

→ 一方で、右図の「事務 I ②」のケースにおいて現行の入手と新規の入手②を比較した場合、行政機関 Y からの専用線によって入手することについて、現行の事務にないプロセスが発生しており、かつ、そのプロセスに係るリスク対策を講ずる必要があることから、事務のプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じることから、当然に「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に当たらないものと考えられます。

【ケース 5】

- ・ 事務Ⅱで利用する特定個人情報ファイル ii において、新たな提供方法で特定個人情報を提供するケース（2事例の比較）。



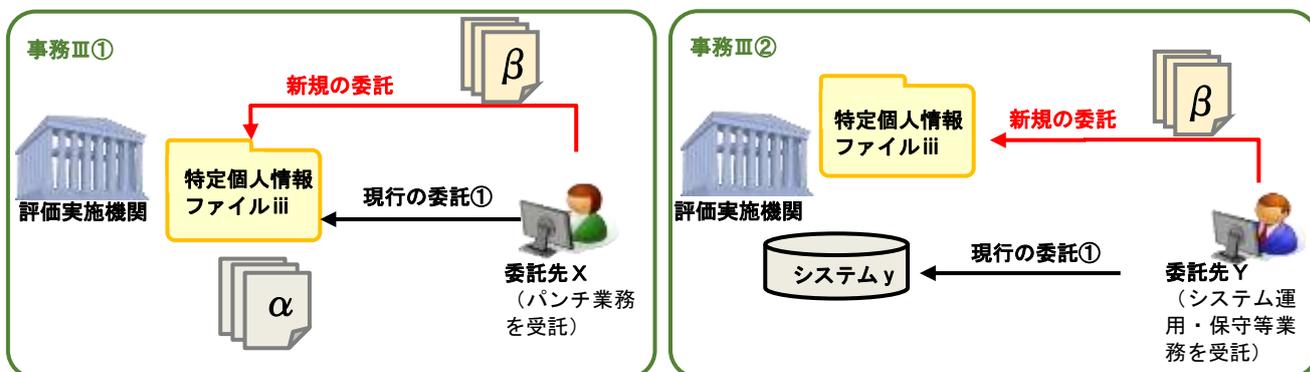
→ 左図の「事務Ⅱ①」のケースにおいて、現行の提供①②と新規の提供を比較した場合、新たに行政機関 X に電子記録媒体で特定個人情報を提供することについて、事務のプロセス（例えば、電子記録媒体に含む特定個人情報をどのように選定するか、電子記録媒体をどのように受け渡すか、提供後の電子記録媒体の取扱いをどうするかなど）に変更がなく、当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じない場合は、「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に当たると考えられます。

※ ただし、行政機関 X への電子記録媒体での提供に当たり、評価実施機関の特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じる場合は、評価実施機関は評価を再実施する必要があるため注意が必要です。

→ 右図の「事務Ⅱ②」のケースにおいて、現行の提供①③と新規の提供を比較した場合、新たに行政機関 X に電子記録媒体で特定個人情報を提供することについて、現行の事務にないプロセスが発生しており、かつ、そのプロセスに係るリスク対策を講ずる必要があることから、事務のプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じることから、当然に「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に当たらないものと考えられます。

【ケース 6】

- ・ 事務Ⅲで利用する特定個人情報ファイル iii について、新たに特定個人情報ファイルの取扱いの委託を行うケース（2 事例の比較）。



→ 左図の「事務Ⅲ①」のケースにおいて、現行の委託①と新規の委託を比較した場合、新たに届出書βのパンチ入力業務を委託先Xに委託することについて、事務のプロセス（例えば、委託先への届出書の提供方法、委託先での利用方法、委託先での保管・消去の方法など）に変更がなく、当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じない場合は、「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に当たると考えられます。

※ ただし、新たに届出書βのパンチ入力業務を委託先Xに委託するに当たり、評価実施機関の特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じる場合は、評価実施機関は評価を再実施する必要があるため注意が必要です。

→ 右図の「事務Ⅲ②」のケースにおいて、現行の委託②と新規の委託を比較した場合、新たに届出書βのパンチ入力業務を委託先Yに委託することについて、現行の事務にないプロセスが発生しており、かつ、そのプロセスに係るリスク対策を講ずる必要があることから、事務のプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じることから、当然に「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に当たらないものと考えられます。

【ケース7】

- ・ 評価書の「I②事務の内容」の記載について、特定個人情報ファイルの取扱いが関係しない事務の変更が生じたことに伴い、記載内容の変更を行うケース。

※ ただし、特定個人情報ファイルの取扱いに関係しない事務の変更であっても、当該変更の結果として、特定個人情報ファイルの取扱いのプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じる場合は、当然に「リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に当たらないため、注意が必要です。

→ 評価実施機関は、「I②事務の内容」において、評価対象事務について、事務全体の概要及び特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容を記載しています。この事務について、特定個人情報ファイルの取扱いが関係しない事務の変更が発生した場合、それに伴って重要な変更の対象となる記載項目「I②事務の内容」の変更を行うことが想定されます。

この場合、特定個人情報ファイルの取扱いに関係しないものであることから、当該変更を行うことについて、現行の事務にない特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスが新たに発生することはありません。したがって、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更がなく、当該プロセスに係るリスク対策にも変更が生じないため、「リスクを相当程度変動させるものではない」と考えられる変更」に当たると考えられます。

Q第6の2(2)-2

「重要な変更」の対象である重点項目評価書・全項目評価書の記載項目変更であっても、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更は重要な変更にあたらないとしているのはどのような理由なのでしょう。

(A)

- 特定個人情報保護評価の基本理念は個人のプライバシー等の権利利益の保護であり、そもそも番号法が、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を実施することを求めているのも、事前対応により個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を図るためです。
- このような特定個人情報保護の基本理念・目的に照らすと、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる特定個人情報ファイルの取扱いの変更について、改めて特定個人情報保護評価を実施する理由はないと考えられます。
- また、特定個人情報保護評価の再実施に伴う負担を課さないことにより、評価実施機関の特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる措置を推奨するという趣旨もあります。

Q第6の2(2)-3

「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」とは具体的にはどのようなものなのでしょう。技術進歩に伴うシステムの更新は通常リスクを軽減させることになりませんが、重要な変更にあたらないということでしょうか。

(A)

- 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更とは、その変更によりリスクが軽減されることについて疑いの余地のない変更です。これらの場合は、既に公表している特定個人情報保護評価書を修正し、公表することになります。具体的には、次のような例が考えられます。

【特定個人情報の漏えい等のリスクを明らかに軽減させる変更の事例】

- ・ ウイルス対策ソフトウェアのバージョンアップなどの単純な最新化
- ・ 監視カメラの設置台数や監視頻度の増加
- ・ 今まで行ってきた業務の一部の廃止・終了（評価書中の記載の削除）
- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱う端末へのログインについて、現行のID・パスワードに加えて新たに生体認証を導入

- ・ ログの分析等の頻度の増加
 - ・ 特定個人情報を含む機器等の廃棄について、委託先からの廃棄証明書の取得に加え、新たに職員の立会いを実施
 - ・ 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する委託先への監督の強化（取扱状況の報告及び立入検査の回数の増加等）
 - ・ 再委託の終了（再委託先が行っていた業務を委託先による実施に変更）
 - ・ 研修内容の充実や頻度の増加
- 一方、システムを全面的に入れ替える場合や事務手続を大幅に変更する場合などは、たとえその変更がリスク対策の強化を目的とするものであっても、評価実施機関が実施する事務又はシステム全体に複雑な影響を及ぼしかねないことから、むしろ重要な変更として、特定個人情報保護評価を再実施することが必要と考えられます。具体的には、セキュリティ対策の強化を目的の1つとするシステム更改や、オンライン環境のシステムのクラウド環境への移行等が考えられます。

Q第6の2（2）－4

「重要な変更」の対象である重点項目評価書・全項目評価書の記載項目の変更であっても、重要な変更にあたらないとしているものがありますが、重要な変更に該当するかどうかの判断はどのような手順で行うのでしょうか。

(A)

【委員会の承認対象である全項目評価書のうち「重要な変更」の対象である記載項目を変更する場合】

- 評価実施機関において、指針第6の2（2）及びQ第6の2（2）－1、3に記載された具体例を参考に、重要な変更にあたるかどうかを検討し、事前に委員会事務局へ相談してください。委員会事務局は、評価実施機関と調整の上、重要な変更にあたるか否かを確認します。

委員会事務局での確認は、評価実施機関に変更内容の詳細を伺いつつ行う必要があるため、余裕を持って相談してください。

【重点項目評価書又は委員会の承認対象でない全項目評価書のうち「重要な変更」の対象である記載項目を変更する場合】

- 評価実施機関において、指針第6の2（2）及びQ第6の2（2）－1、3に記載された具体例を参考に、重要な変更にあたるかどうかを判断してください。

Q第6の2(2)-5

重大事故の発生は重要な変更にあたらないとしながら、「特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更該当する。」としているが、どのような場合でしょうか。

(A)

- 重大事故の発生を事前に知ることは不可能であり、特定個人情報保護評価を事前に再実施することが求められる「重要な変更」の対象とはなりません。したがって、指針の別表においてリスク対策に変更を加えようとする場合であっても、重大事故の発生の場合を除くものと定めています。
- 一方、重大事故の発生を受けて、評価実施機関は原因究明を実施し、再発防止策を策定することが想定されます。

再発防止策の内容は重大事故の原因にもよりますが、システムの全面的な入替えや事務手続の大幅な変更が計画されることも想定されます。このような大規模なリスク対策の変更により、重要な変更の対象である記載項目の内容にも変更が生じる場合、重大事故が再発するリスクを軽減させることを目的とした変更であることは確かですが、評価実施機関が実施する事務又はシステム全体に複雑な影響を及ぼしかねないことから、「リスクを明らかに軽減するケース」には該当せず、重要な変更として特定個人情報保護評価を再実施することが必要になると考えられます。

Q第6の2(2)-6

基礎項目評価書の変更は、重要な変更にあたらないのでしょうか。

(A)

- 基礎項目評価書の記載内容の変更は、直ちに「重要な変更」の対象とはならず、特定個人情報保護評価書の修正の対象となります。

ただし、その変更によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価の実施が義務付けられる場合は特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。

(3) しきい値判断の結果の変更

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする（規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条）。

また、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする（規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条）。

なお、対象人数又は取扱者数が減少したことによりしきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合については、特定個人情報保護評価書の修正として、委員会に提出した上で公表するものとする。

(解説)

特定個人情報保護評価を実施（又は再実施）した後、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを変動させる変更であっても、その性質上、「重要な変更」に該当しないものがあります。

基礎項目評価書中のしきい値判断項目、すなわち、①評価対象の事務の対象人数、②特定個人情報ファイルの取扱者数及び③特定個人情報に関する重大事故です。

①対象人数は人口動態や経済社会情勢の変化に影響されて変わることが多く、必ずしも評価実施機関が能動的に変更するものではなく、また日々変化します。②取扱者数も職員の異動やアルバイトの採用などに伴い日々変化するものです。③重大事故の発生を事前に知ることは不可能です。したがって、これらの変化に対応し事前に特定個人情報保護評価を再実施することは現実的ではありません。

したがって、これらのしきい値判断項目に、しきい値判断の結果が変わる程度の大規模な変更が生じた場合は、事後に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

すなわち、これらのしきい値判断項目の変更に伴ってしきい値判断の結果が変わり、重点項目評価又は全項目評価の実施が新たに義務付けられる場合は、速やかに特定個

個人情報保護評価を再実施することが求められます。

しきい値判断項目の中でも、①対象人数及び②取扱者数と、③重大事故の発生では、特定個人情報保護評価の再実施の契機が異なります。①及び②については、少なくとも1年に1度は実施することが努力義務とされている特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、①又は②の人数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わった後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することが求められます。

③については、特定個人情報に関する重大事故の発生を知った後速やかに特定個人情報保護評価を再実施しなければなりません。なお、対象人数が1万人未満の事務の場合は、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響と評価実施機関の負担を比較衡量し、重大事故が発生した場合も、引き続き基礎項目評価の実施のみが義務付けられることとなります。

Q第6の2(3)-1

特定個人情報ファイルを取り扱う事務の対象人数が1,000人を超えた場合や、手作業処理用ファイルを電子ファイルに変えた場合は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務が、指針第4の4(1)のアからキまでに該当していたものの、その後、特定個人情報ファイルに記録される本人の数の増加や手作業処理用ファイルを電子ファイルに変えようとする事等により、指針第4の4(1)のアからキまでに該当しないこととなる場合は、「特定個人情報ファイルを保有しようとするとき」に該当しますので、当該事務について、特定個人情報保護評価を実施することが求められます。

Q第6の2(3)-2

しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価を実施することが必要となりましたが、国民(地方公共団体等にあつては住民等)からの意見聴取を実施する必要があるのでしょうか。

(A)

- 重点項目評価を実施する場合には、国民(地方公共団体等にあつては住民等)からの意見聴取は義務付けられませんが、任意に実施することを妨げるものではありません。

Q第6の2(3)-3

しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施しなければならないとなった場合、いつ評価を実施すればよいのでしょうか。

(A)

- 重点項目評価又は全項目評価の実施は、しきい値判断の結果が明らかになった後、速やかに行うことが求められます。
- しきい値判断の結果が変わるために新たに重点項目評価又は全項目評価を実施することとなり、システム開発等を伴わない場合には、システム開発等のフローに即した実施時期の設定は不適當です。したがって、しきい値判断の結果が明らかになった後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。
- 特定個人情報に関する重大事故の発生に起因する場合は、当該重大事故の発生を知った後速やかに特定個人情報保護評価を再実施しなければなりません。

Q第6の2(3)-4

しきい値判断における重大事故は「評価実施機関における」とあります。評価実施機関内の全く関係のない部署において重大事故が発生した場合でも、しきい値判断の結果の変更として、特定個人情報保護評価を再実施しなければならないのでしょうか。

(A)

- その場合でも、重点項目評価又は全項目評価の実施が新たに義務付けられる場合は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施しなければなりません。
- ある事務について既に特定個人情報保護評価書を公表していた場合、当該事務に関わりのない評価実施機関内の部署が特定個人情報に関する重大事故を発生させたとしても、それにより当該事務に関するしきい値判断の結果が変われば、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。
- 重大事故が発生した場合、その事故を起こした事務や部署だけではなく、評価実施機関全体に対する国民・住民の信頼に関わると考えられることに加え、事故が発生した要因の分析及び再発防止策については、評価実施機関全体で取り組む必要があるとの考え方によるものです。

Q第6の2(3) - 5

評価実施機関内の他部署で重大事故が発生しましたが、元々全項目評価を実施していたため、しきい値判断の結果は変わりません。この場合は、特定個人情報保護評価を再実施することは必要でしょうか。

(A)

- 重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更にあたるものではありません。

しかし、重大事故の発生を契機として、評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、システムの全面的な入替えや事務手続の大幅な変更が計画されることが考えられます。そのような場合は、元々全項目評価を実施していた事務についても、「重要な変更」として特定個人情報保護評価の再実施が必要となる場合があります。

Q第6の2(3) - 6

対象人数又は取扱者数が減少したことにより、しきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価に変更になった場合は、すぐに新たな重点項目評価書を提出・公表しなければならないのでしょうか。

(A)

- しきい値判断の結果の変更により、全項目評価から重点項目評価に変更になった場合は、必ず重点項目評価書を新規に作成し、提出・公表しなければならないわけではなく、任意で全項目評価書を提出・公表することが可能です。
- その際は、全項目評価書のしきい値判断等に関する項目を修正し、委員会に提出した上で公表してください。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

(解説)

番号法では、特定個人情報保護評価を実施（又は再実施）した後、特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとする場合、対象人数若しくは取扱者数の増加又は特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変更される場合には、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられますが、それ以外の場合は義務付けられません。

しかし、特定個人情報保護評価を実施してからある程度の期間が経過すると、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化が生じ、特定個人情報保護評価を再実施することが望ましい状況となることが考えられます。

昨今の情報通信技術の進歩の早さを踏まえると、5年を経過すればリスク対策などを見直す必要性が高くなっていることが想定されます。そこで、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施することを努力義務としています。

なお、直近の特定個人情報保護評価書の公表とは、特定個人情報保護評価の（新規保有時の）実施又は再実施に伴う公表のみであり、特定個人情報保護評価書の修正に伴う公表は含みません。したがって、「5年を経過する前」の起点は直近の実施又は再実施の際の公表日となります。

Q第6の2(4)－1

特定個人情報保護評価は、5年ごとに実施すれば十分ということでしょうか。

(A)

○ 5年を経過する前であっても、特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとする場合、対象人数若しくは取扱者数の増加又は特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変更される場合は、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられます。また、これらに当たらない場合でも、任意に再実施することを妨げるものではありません。

3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について

（1）新規保有時

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、事後評価（特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、事前評価（特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。

（2）重要な変更

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、事後評価を行うものとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加える重要な変更に関し一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、事前評価を行うものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期

において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。

(解説)

特定個人情報保護評価について、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前又は重要な変更を加える前に、特定個人情報保護評価を実施又は再実施することを原則としています。

しかしながら、災害その他やむを得ない事由により、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えざるを得ない場合は、規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)に基づき、特定個人情報ファイルの保有後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとされています。

この場合、規則第9条第2項の規定を適用した特定個人情報ファイルに係る基礎項目評価書I9「規則第9条第2項の適用」の項目において、「適用した」にチェックを付けた上で、規則第9条第2項の規定を適用した理由を記載する必要があります(令和6年10月施行)。事前評価が困難であった理由を簡潔かつ具体的に説明してください。なお、この適用理由について、保護評価制度の趣旨に照らして疑義等がある場合には、個人情報保護委員会事務局からその記載内容について照会等を行う可能性があります。

なお、既に個人番号利用事務等として定着している事務については、過去に特定個人情報保護評価を実施した実績があるものであり、同様の事務を実施した実績が全くない個人番号利用事務等と比較して、「特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である」とはいえないことから、特定個人情報保護評価制度の趣旨又は目的を踏まえ、当該特定個人情報ファイルの保有等に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり事前評価を行うものとしております。

Q第6の3-1

指針第6の3において規則第9条第2項(緊急時の事後評価)を適用することが認められないものとして定められている「既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合」とは、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

(A)

- 既に個人番号利用事務等として定着している事務については、過去に特定個人情報保護評価を実施した実績があるものであり、同様の事務を実施した実績が全くない個人番号利用事務等と比較して、「特定個人情報保護評価を事前に実施すること

が困難である」とはいえないことから、特定個人情報保護評価制度の趣旨又は目的を踏まえ、当該特定個人情報ファイルの保有等に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり事前評価を行うものとしております。

- 具体的には、例えば、第 164 回個人情報保護委員会（令和 3 年 1 月 26 日開催）において規則第 9 条第 2 項の規定の適用対象となり得ると整理された、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 10 条の規定に基づく特定公的給付の支給事務のうち、特定個人情報の本人の範囲が類似する事務を過去に反復して実施している（※）ものについては（例：低所得者世帯への給付事務、子育て世帯への給付事務等）、原則どおり事前評価を行う必要があります。

※ 「過去に反復して実施している」とは、基本的には、過去 2 回以上実施している場合が考えられますが、それ以外の場合であっても、事務が実施された規模等から判断して「個人番号利用事務等として定着している」と判断される可能性があります。

- ただし、既に個人番号利用事務等として定着している事務であっても、著しい緊急性が認められる場合や、特定個人情報保護評価を事前に実施することが著しく困難である場合（例：全項目評価の再実施が義務付けられており、特定個人情報ファイルを保有等する前までに、委員会による審査・承認又は第三者点検及び国民又は住民等への意見聴取等の期間を確保することができないなど）には、規則第 9 条第 2 項の規定の適用対象となり得る場合も考えられます。

Q 第 6 の 3 - 2

規則第 9 条第 2 項を適用することとした場合、特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。

(A)

- 規則第 9 条第 2 項の規定を適用した場合には、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後、速やかに（特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに）特定個人情報保護評価を実施することとされております。

具体的には、当該特定個人情報ファイルに係る事務がおおむね完了していたり、当該事務に係る臨時体制が解除され、平時の組織体制に戻ったりしているにもかかわらず、特定個人情報保護評価が実施されていない場合には、「速やかに特定個人情報保護評価を実施」していないものと考えられます。

Q第6の3-3

被災者台帳の作成等災害対応等に係る事務について、特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。

(A)

- 災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、指針において、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとされています。例えば、災害が発生したため、特定個人情報ファイルである被災者台帳を作成したとき（手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合を除く。）は、作成後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施することとなりますが、具体的な実施時期については、個別に委員会事務局に御相談ください。
- 一方、例えば、被災者台帳について、特定個人情報ファイルを保有することとなるのは災害発生後であるものの、特定個人情報ファイルを保有することを想定した被災者台帳を作成するためのシステムを、災害発生前に開発する場合には、原則どおり、当該システムのプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する必要があると考えられます。
- なお、この場合の対象人数については、システム設計上の想定人数を基に判断しても構いません。実際に特定個人情報ファイルを保有したときに、想定人数との間に相違があった場合には、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書

基礎項目評価書の記載事項に、上記第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、上記第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

この場合は、特定個人情報保護評価の実施に該当せず、全項目評価の場合であっても、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取及び委員会による承認又は第三者点検は必要ない。評価実施機関の任意の判断で、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取又は第三者点検を行うことを妨げるものではない。

(解説)

特定個人情報保護評価を実施（又は再実施）した後、当該特定個人情報ファイルの取扱い等に変更・変化が生じることがあります。このうち、「重要な変更」と「しきい値判断の結果の変更」に当たる場合は、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられますが、それ以外の場合は義務付けられません（このほか、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施することが努力義務とされています。）。

しかし、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられない程度の比較的軽微な変更・変化であっても、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容と実態の齟齬を放置することは、特定個人情報ファイルの取扱いについての透明性を高め、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的に反する結果となります。

そこで、こうした場合は、既に公表している特定個人情報保護評価書を修正し、委員会に提出した上で公表するものとしています。

なお、この修正に伴う公表は5年を経過する前の再実施の起点にはなりません。

第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知

個人情報保護法第74条第1項の規定に基づき、会計検査院を除く行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない（以下「事前通知」と総称する。）。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第28条第5項の規定により、それぞれ事前通知を行ったものとみなす。

また、行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更当たらない変更を加えようとするときに事前通知事項を変更した全項目評価書又は重点項目評価書を変更前に提出・公表した場合等は、それぞれ事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

（解説）

指針における上記の規定については、行政機関における規定となりますので、行政機関以外の評価実施機関は認識いただく必要はありません。

1. 事前通知とは

個人情報保護法第74条第1項には、「行政機関（会計検査院を除く）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。」と規定されています。

2. 特定個人情報保護評価の実施により事前通知を行ったものとみなす規定

事前通知事項におけるファイルの名称や利用目的等の事項は、特定個人情報保護評価における評価項目と重複していることから、番号法第 28 条第 5 項の規定によって、特定個人情報保護評価を実施（特定個人情報保護評価書を委員会に提出し公表）した場合、事前通知も行ったものとみなしています。

3. みなす規定が適用される場合

番号法第 28 条第 5 項において、事前通知を行ったものとみなす場合は「前項の規定により評価書が公表されたとき」とされており、ここでいう、前項の規定により評価書が公表されたとき、つまり行政機関が全項目評価を実施又は再実施した場合に、本規定が適用されることとなります。

4. その他の通知等

上記 3 以外の次の場合には、指針の規定に基づいて、変更した特定個人情報保護評価書を委員会に提出し、公表することによって、個人情報保護法第 74 条第 1 項及び第 3 項に定める通知を併せて行ったものとして取り扱うこととなります。なお、次の（1）から（4）までの場合はその事象が生じる前に、（5）及び（6）の場合はその事象が生じた後に遅滞なく行うこととなります。

- （1）全項目評価書に記載する特定個人情報ファイルにおいて、事前通知事項に重要な変更にあたる変更が生じる時
- （2）重点項目評価書に記載する特定個人情報ファイルを保有しようとする時
- （3）重点項目評価書に記載する特定個人情報ファイルにおいて、事前通知事項に重要な変更が生じる時
- （4）重点項目評価書に記載する特定個人情報ファイルにおいて、事前通知事項に重要な変更にあたる変更が生じる時
- （5）特定個人情報ファイルの保有をやめた時
- （6）特定個人情報ファイルの対象人数が 1,000 人未満となった時

5. まとめ

上記1～4を整理すると次のとおりとなります。

| | 全項目評価書の提出・公表 | 重点項目評価書の提出・公表 | 提出・公表をすべき時期 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 特定個人情報ファイルを新たに保有しようとするとき | 通知を行ったものとみなす | 通知を併せて行ったものとして取り扱う | ファイルの保有又は変更の前 |
| 事前通知事項に重要な変更が生じるとき | 通知を行ったものとみなす | | |
| 事前通知事項に重要な変更にあたらない変更が生じるとき | 通知を併せて行ったものとして取り扱う | | |
| 特定個人情報ファイルの保有をやめたとき | 通知を併せて行ったものとして取り扱う | | ファイルの保有をやめた又は変更の後遅滞なく |
| 特定個人情報ファイルの対象人数が1,000人未満となったとき | 通知を併せて行ったものとして取り扱う | | |

※ なお、全項目評価書又は重点項目評価書の事前通知事項に重要な変更にあたらない変更が生じるときに、全項目評価書又は重点項目評価書の提出・公表がファイルの変更後になる場合は、ファイルの変更の前に、委員会に別途事前通知を行う必要があります。

Q第8-1

基礎項目評価のみの実施の場合は、事前通知を行ったものとみなされないのでしょうか。

(A)

○ 基礎項目評価のみの実施の場合は、事前通知を行ったとはみなされません。別途、委員会が定める事前通知の方法に基づいて委員会に通知していただく必要があります。

これは、基礎項目評価書においては、個人情報保護法に定める事前通知すべき事項が記載されていないことによります。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たって、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言するものとする。

評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい。また、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとする。

なお、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとする。

(解説)

特定個人情報保護評価の実施に当たって評価実施機関が行うべきことは、特定個人情報保護評価の対象となる特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識・分析し、このようなリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを確認の上、宣言することです。

Q第9の1-1

「リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。」とありますが、具体的にどのように宣言すればよいのでしょうか。

(A)

○ 特定個人情報保護評価書の表紙にある「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」欄に記載することで宣言することができます。その際、評価実施機関が講じている措置のうち評価実施機関として特に積極的に一般に情報提供したい措置があれば、「特記事項」欄に記載することができます。

Q第9の1-2

「特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい」としているのは、どのような理由なのでしょう。また、どのように取り組めばよいのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報の安全管理に関する基本方針については、特定個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、特定個人情報の取扱規程等については、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な取扱いを定めるために、それぞれ策定することが望ましいと考えられます。
- 基本方針、取扱規程等の策定に当たっては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編／事業者編）」の「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編／事業者編）」を参照してください。

Q第9の1-3

物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置、人的安全管理措置の4つの安全管理措置を踏まえ、「リスクを軽減するための適切な措置」を講ずるに当たりどのように考えたらよいのでしょうか。

(A)

- これまで委員会が特定個人情報の漏えい等の報告を受けている事案は、人為的ミスに起因するものが多く見られます。
- したがって、特定個人情報保護評価の実施に当たっては、特定個人情報保護評価書に記載しているリスク対策が物理的及び技術的安全管理措置に係る内容に偏っていないかという観点も含め、各評価実施機関において組織体制や事務運営の特性にあった組織的及び人的安全管理措置に係るリスク対策も確認・見直しを行って、記載の追加や変更が必要になるかを検討することが重要です。
- また、安全管理措置の適切な実行を確保していくために、組織の管理者、責任者等の関与の下、事前評価（特定個人情報保護評価）、事務運営、監査、教育・啓発、継続的な改善といったPDCAサイクルを回していくことが重要です。

継続的な改善を行う際には、リスク対策だけを改善するのではなく、事務運営自体にも改善の余地がないかを検討することが重要です。例えば、リスクが高い業務プロセスが多く存在する事務では、リスクを生じさせる業務プロセスを削減できないか、リスクを軽減させるための新しい業務プロセスや新しい仕組みを導入できないか等の観点から事務運営自体の見直しを検討することが考えられます。